

尾鈴大橋補修工事

Q:全体事業費と川南町・都農町の持ち出し分は
どうなるのか。

A:全体事業費は5,600万円だが、補助率は10分の6以内で3,360万円になる。残りが2,240万円
で2分の1ずつ両町が負担するが、橋の詳細設
計費600万円も両町が同様に負担する。今回は
国の配分決定が4,409万8千円のうち、国の補
助金が2,418万6千円で、残りの2分の1ずつを
両町が負担する。今年度事業が終わり次第都

農町には請求する。

Q:尾鈴大橋は県道という認識であったが、いつ
町道になったのか、またどこからどこまでか。

A:尾鈴大橋は昭和51年に完成し、広域農道とし
て県が管理していたが、財産の譲与があり、平
成2年10月1日に町道認定となった。県道を起
点に町境の橋中央部までの436.9mである。



地域経済応援ポイント

Q:商工業の振興・地域経済応援ポイントについ
て説明を。

A:今年度9月に総務省が立ち上げようとしてい
る制度で、航空機利用の際のマイレージやそ
の他各種カードやクレジットのポイントを地
域応援に活用しようとするもの。ポイント所

有の方の申し出により、市町村が受け皿とな
り、ポイントに対応した商品を貰えるという
システムで、ポイント所有者と商品提供者の
仲介をすることになる。未だ事業が不明確で
事業参画のための予算計上だ。(P2記事あり)

地域農業サポート体制支援事業補助金

Q:川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例第
6条には給水装置の新設は全額自己負担とな
っているが、補助するには条例の改正が必要
ではないか。また畜産利用で渇水時等に本来
目的に支障は生じないか。

A:条例では全額自己負担となっているが、農業
振興をサポートする県の補助金で問題ない。
条例改正は必要ない。また畑かん用水の畜産
への利用については、あくまで畑かんがメイ
ンで土地改良区とも十分協議して、畑かん用
水に支障のないようにする。